

# 下請中小企業振興法「振興基準」の平成30年12月改正概要について

- 下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、「振興基準※1」を改正※2（平成30年12月28日付け「経済産業省告示第258号」）。

事項	課題	改正内容
① 大企業間の支払方法	大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底。	→ <ul style="list-style-type: none"><li>親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努めること。</li><li>大企業が率先して、<b>大企業間取引における手形払いの現金化</b>などの支払条件の見直しなどを進める。</li></ul>
② 型代金の支払	型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者は、資金繰りに苦慮。	→ <ul style="list-style-type: none"><li>親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に<b>代金を60日以内に支払う</b>。</li><li>型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、<b>一括払いの要望があれば速やかに支払う</b>よう努める。</li></ul>
③ 「働き方改革」への対応	適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。	→ <ul style="list-style-type: none"><li>親事業者は、<b>下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わない</b>こと。</li><li>やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、<b>親事業者が適正なコストを負担</b>すること。</li></ul>
④ 「事業承継」への対応	廃業等によりサプライチェーン全体の機能維持が困難になる恐れ。	→ <ul style="list-style-type: none"><li>親事業者は事業承継の円滑化に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう、<b>積極的な役割を果たす</b>こと。</li></ul>
⑤ 「天災等」への対応	天災等に関する事前及び事後の対策が未整備。	→ <ul style="list-style-type: none"><li>事前対策として、<b>BCPの策定、BCMの実施</b>に努めること。</li><li>事後対策として、下請事業者は、親事業者へ<b>被害状況を通知</b>すること。親事業者は、下請事業者に<b>負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努める</b>こと。</li></ul>

※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準

※2 分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう配慮